

# 浄化槽を「使う側」が知っているべき法的義務は？

浄化槽の維持管理について正しい知識で、さわやかな環境を！

## 重要な3つの管理

毎年法律で定められた回数を行い、保守点検と清掃については、その記録を3年間保存しなければなりません。具体的には浄化槽法で次の3つのことが義務付けられています。

### ① 保守点検

- ・ ・ ・ 微生物の管理や付属機器の点検  
家庭用小型合併浄化槽は、4カ月に1回以上行うように、義務付けられています。  
(処理対象人員が21人以上の浄化槽は、3カ月に1回以上)  
保守点検は、資格を持っている業者に委託することができます。

### ② 清 掃

- ・ ・ ・ 槽内に溜まった汚泥の引き抜き  
年1回以上行うように、義務付けられています。浄化槽の清掃は、市の許可業者でなければ行うことができません。

### ③ 法定検査

- ・ ・ ・ 浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査  
法定検査は、浄化槽の定期健康診断です。浄化槽設置後、2つの検査を受けることが、義務付けられています。  
① 設置後3カ月の検査  
新たに設置したときは、使用開始後3ヵ月から8ヵ月の間に行ってください。  
(浄化槽法第7条)  
② 定期検査  
毎年1回行ってください。  
(浄化槽法第11条)  
法定検査は、指定検査機関が行います。

## 正しい使い方

- (ア) 水をきちんと流す。
- (イ) 掃除のとき、なるべく薬品類は使わない。
- (ウ) 専用のペーパー以外は使わない。(タバコ、生理用品、その他の紙は流さない。)
- (エ) 関連機器の電源は絶対に切らない。
- (オ) 放流水は必ず消毒する。(消毒薬は毎月点検し、1人1ヶ月2～3錠が必要。)
- (カ) 蚊やハエなどの害虫の駆除をする。
- (キ) マンホールの上に物を置かない。
- (ク) 通気装置はふさがない。

正しく使わないと・・・

つまりの原因になったり、微生物が死滅してしまったり、悪臭の元になったりして、周囲の方に迷惑がかかります。